

機関番号：12601

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：平成 20 年度 ～ 平成 22 年度

課題番号：20530129

研究課題名（和文） 国際紛争解決制度の比較研究

研究課題名（英文） Comparative Studies of International Conflict Resolution Mechanisms

研究代表者

飯田 敬輔 (IIDA KEISUKE)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号：00316895

研究成果の概要(和文):比較研究から明らかになった点は多数ある。投資仲裁についていえば、確かに国家のゲートキーピング作用がないため、多数の案件が付託される傾向が強いが、しかし企業はこの仲裁に頼る以前に国家と直接交渉を行い解決に努めるため、これらの仲裁に持ち込まれるのは、ほとんど交渉では解決不可能な案件である傾向が強い。多くの国家は仲裁勧告を履行するが、それができない国家は長期にわたり引き延ばし工作をしていることが明らかとなった。国際司法裁判所については、確かに経済問題のほうが解決する傾向は強いが、意外なことに境界紛争、特に海洋の境界紛争についてはそれが特別協定により国際司法裁判所に付託され、かつ判決履行の確率も高いことが分かった。

研究成果の概要(英文): A number of facts have become clear as a result of this comparative study. Regarding investment arbitration, many disputes are filed due to the lack of gate-keeping by states, but because parties resort to direct negotiation before this arbitration process, only those disputes that are nearly irresolvable through negotiation are submitted. Also, it became clear that in most cases, arbitral awards are implemented faithfully but that if that is impossible, states engage in delaying tactics. Regarding the ICJ, economic disputes are easier to resolve than other types of disputes, but as far as territorial disputes are concerned, most maritime disputes are submitted through special agreements and the ICJ rulings are complied with in most cases.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2009 年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2010 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・国際関係論

キーワード：国際レジーム

1. 研究開始当初の背景

国際関係が司法化されつつあるとの認識が表明され初めてから約 10 年が経つ。そもそもの発端は、欧州では欧州司法裁判所が域内統合に重要な役割を果たしているとの認識

から欧州司法裁判所、あるいはそれに類似するが主に人権問題を扱う欧州人権裁判所などが注目されたが、そのほかにもグローバルレベルで司法的・準司法的紛争解決の制度が次第に増加し、それなりの役割を果たしてい

るとの見方も広がってきた。したがって、国際関係の司法化の理論的理解を助ける枠組みとして「法化理論」が定期されたのが2000年代初頭のことであった（Golstein et al., 2001）。研究代表者（飯田）と研究分担者（鈴木）は特に世界貿易機関（WTO）の紛争処理制度が貿易紛争の解決に一定の役割を果たしているとの認識を深め、平成12年度から13年度の2年間にわたり科学研究費補助金の支援の下、WTO紛争処理制度の理論的かつ実証的研究を行った（基盤研究（C）（2）課題番号12620089）。この成果は、2001年度の全米政治学会（APSA）研究大会で発表された理論ペーパーとして結実した他、研究代表者による初期のさまざまなワーキングペーパーとして発表された。その後、研究代表者は引き続き、WTO紛争処理制度の研究を進め、その成果を2006年刊行の著作（Iida, 2006）の形で世に問うこととなった。これらの成果の全貌を概観するのは紙幅の都合で割愛するが、一連の研究で分かったことは、各国はそれぞれかなり合理的・戦略的に紛争処理制度を活用していること、したがってそのような思考方法の理解には合理的選択の理論枠組みが有用であること、また各国の思惑を克明に記述し分析するには、単に公開文書を読んでもただけでは明らかとならず、できるだけ関係者と接触しその思考方法を観察する必要があること、などである。しかし、WTO紛争処理制度はある意味では特殊な制度である。まずグローバルな枠組みとしては珍しく、全加盟国に対して留保なく強制管轄権を有していることである。これに対して他の紛争処理制度では当該国の何らかの事前の同意が必要である。この違いが結果にどのような結果をもたらすであろうか。また、言うまでもないことであるが、WTO紛争処理は貿易紛争、より正確に言えばWTO諸協定に係る問題に管轄が限定されている。もともと経済紛争は、政治的な紛争に比べて紛争解決が容易であるとの認識が強いことから、WTO紛争処理の知見をそのまま普遍化することはできないのではあるまいか。WTO紛争処理のもう1つの特徴は、貿易紛争でありながら国家だけが当事者適格性を有する点である。しかし貿易紛争で直接的な利害を有するのは企業やその他の民間団体である。したがって本来はWTOで処理されるべきことであっても外交的配慮によりWTOでは争われない、あるいはその逆に本来はWTOでは争わなくてもよいことでも、WTOに持ち込まれるなどの現象が起きる。したがって、このようなWTO特有の特徴がいかなる効果をもたらしているかを探るためには、他の紛争処理制度との比較が欠かせないとの認識を持つに至った。

2. 研究の目的

上記のように、国際紛争解決にかかわる様々な制度を比較研究し、それにより紛争解決に寄与する条件、あるいは紛争解決を阻止する原因を広範かつ一般的に分析するのが、この研究課題の目的である。この研究課題を実行するに当たって大きな問題は研究対象をどこまで広げるかということであった。もちろん欧州には欧州司法裁判所が存在し、その他の地域にも主に貿易協定をベースとして紛争解決機関が多数存在する（Smith 2000）。しかし本研究ではあえて、そのような地域的紛争解決制度については対象から除外し、主にグローバルな制度に着目することにした。それならば自然と数が限定されてくるからである。また司法化という点でいえば、近年設立された国際刑事裁判所なども重要であるが、WTO紛争処理制度などとは機能があまり異なるため、これらも研究対象から外した。この結果、主に研究対象となったのは、WTO紛争処理制度に加えて、世界銀行の投資仲裁制度（ICSID）、および国際司法裁判所（ICJ）であった。投資仲裁では当事者の一方は私企業であるため、上記に触れた国家によるゲートキーピングの役割が存在しない。これがどのような効果をもたらすかに関心があった。また国際司法裁判所はいうまでもなく国連システムの司法機関であり、ありとあらゆる紛争が付託される。従って、主に経済問題だけを扱うWTOとの違いが明らかになるものと期待されたからである。

3. 研究の方法

研究方法は主に定性的方法と定量的方法の両方を組み合わせた。従来の研究を渉猟し整理することはもちろんであるが、それぞれの機関のホームページあるいは他の研究者のコーディングなど頼りに、WTO、ICSIDおよびICJの紛争データを収集・整理した後、それをロジットなどの方法で解析した。また関係者の認識を確認するため、それぞれの機関を訪問し聞き取りを行ったほか、各機関の紛争の係った当事者にも聞き取りを行った。これにより、数量的データからではわからないことも明らかとなった。

4. 研究成果

(1) 国際貿易紛争の解決制度として、GATTとWTOの紛争処理における遵守の度合いを単純に比較すると、WTOの方が遵守の度合いが悪化している。これはなぜか。理論では紛争解決制度の法化が高まり、それによって遵守度が高まると、それにつれと、より一層困難な案件が付託されるが比率が高まり、それにより全体の遵守度が低下することがありうることを示している。次に実証研究によると、WTOになってから、発展途上国が先

進国を提訴する割合が高まり、また先進国に対して違反の判断を勝ち取ることが容易になった。また発展途上国対先進国の案件は遵守が低い。このような要因が重層的に重なって遵守度合いが低下したと思われる。

(2) WTO は前身の GATT に比べて、紛争処理の仕組みがより一層司法化され、その意味ではハードローに近づきつつあるというのが一般的理解であるが、しかしその中でも当事国はしばしば和解というソフトな解決法を選択する。ではこのような選択はどのように決まるのか。ハードな解決とソフトな解決にはそれぞれのメリット・デメリットがあるが、当事国は必ずしもこれらの要因を考量してハード・ソフトの選択をしているわけではなく、主には国内的制約により、ソフトに和解するか、ハードなパネル・上級委員会の勧告という手段に訴えるかを決めている。

(3) 世界銀行（世銀）に設置されている投資仲裁制度、国際投資仲裁センター（ICSID）のデータを使い、投資仲裁制度の役割について考察した。従来の研究では各国が二国間投資協定（BIT）を積極的に締結するのは、それにより投資家に対して国家の評判をアピールしようとするのが一番の狙いであるとされてきた。とりわけ拘束力のある投資仲裁の制度が重要であると思われるにも拘わらず、実際の投資仲裁のデータの分析は従来あまり行われていない。したがって、投資仲裁と投資のフローの関係を見てみると、投資仲裁で訴えられた国への投資フローが必ずしも減るとはいえず、またこれは仲裁の判断の方向にもほとんど左右されていない。つまり、投資仲裁自体が投資家の投資決定の一大要因となっているとはいえないことが判明した。

(4) 国際司法裁判所（ICJ）における判決履行のデータを使って、当事国はどのような思惑から ICJ を活用しようとしているのかについて考察した。当事国の意図を委任とエスカレーションの 2 つに分け、それぞれから導出される仮説について検証したところ、一貫して検証できるのは委任仮説である。しかし、委任が明示的に行われるのは特別協定による付託の場合のみであり、それは付託件数の中では少数であることから、残りのケースについてはエスカレーションの意図も入っているようである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 5 件）

- (1) Keisuke Iida, "Japanese Political Studies and Japanese International Relations in China," *Japanese Journal*

of Political Science, Vol. 11, (December 2010), pp.275-289, 査読有.

- (2) Motoshi Suzuki, "The Politics of Coordination and Miscoordination in the United States-Japan Alliance," *International Relations of the Asia-Pacific* 10:3 (September 2010), pp. 491-514, 査読有.
- (3) 飯田敬輔「貿易紛争解決におけるソフトとハードの交錯」『ソフトロー研究』14号, (2009年8月), 53-63頁, 査読無.
- (4) 鈴木基史「規範の変化をどのように説明するか」『国際政治』155号(2009年), 1-18頁, 査読有.
- (5) 飯田敬輔「法化と遵守—グローバル経済と国家主権の相克の観点から—」『国際政治』153号(2008年11月), 15-29頁, 査読有.

〔学会発表〕（計 3 件）

- (1) Keisuke Iida, "The Politics of Litigation at the International Court of Justice: Delegation or Escalation?" paper delivered at the Annual Convention of the International Studies Association (ISA), March 16-19, 2011, Montreal.
- (2) Motoshi Suzuki, "The Politics of Coordination in Japanese Foreign Aid: Liberalism, Authoritarianism, and Realism," paper presented at the Annual Convention of International Studies Association (ISA), Montreal, Canada, March 16-19, 2011.
- (3) Keisuke Iida, "The Political Economy of Investment Arbitration: An Analysis of ICSID Data," paper delivered at the Annual Convention of the International Studies Association (ISA), February 16-20, 2010, New Orleans.

〔図書〕（計 5 件）

- (1) 飯田敬輔「ネオリベラル制度論—国連安保理改革に見る可能性と限界—」田中明彦・中西寛・飯田敬輔編著『日本の国際政治学①学としての国際政治』（有斐閣, 2009年）, 61-76頁.
- (2) 鈴木基史「戦略的思考法—北東アジアにおける日本の制度戦略」田中明彦・中西寛・飯田敬輔編著『日本の国際政治学①学としての国際政治』（有斐閣, 2009年）, 187-208頁.
- (3) 鈴木基史「民主主義国家と権威主義国家の政策協調と国際制度—公共財理論の視点から」吉田和男・井堀利宏・瀬島誠編著『地球秩序のシミュレーション分析』（日本評論社, 2009年）, 41-52頁.
- (4) Keisuke Iida, "Institutionalizing Trade and Investment in Northeast Asia: FTA and BIT Strategies of Northeast Asian Powers," In

Martina Timmerman and Jitsuo Tsuchiyama
eds., *Institutionalizing Northeast Asia:
Regional Steps Towards Global Governance*,
Tokyo: United Nations University Press,
2008, pp. 225-242

- (5) 鈴木基史「朝鮮半島エネルギー開発機構
(KEDO) の設立協定と軽水炉支援協定の
政治過程」真淵勝・北山俊哉『政界再編
時の政策過程』(慈学社, 2008年), 14-37
頁.

[その他]

ホームページ等
作成中

6. 研究組織

(1) 研究代表者

飯田 敬輔 (IIDA KEISUKE)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号: 00316895

(2) 研究分担者

鈴木 基史 (SUZUKI MOTOSHI)
京都大学・公共政策大学院・教授
研究者番号: 00278780

(3) 連携研究者

なし